

鳥取大学工学部育英基金事業募金要項

募金趣意書	別添のとおり
募金の名称	「鳥取大学工学部育英基金」
募集期間	平成 28 年 4 月から随時受け付けております。
募 金 額	(1) 個人の場合 一口 5,000 円 (2) 法人の場合 一口 100,000 円 (一口未満のご寄附もありがたく拝受いたします。また、複数口のご協力を歓迎いたします。)

●募金の払込み方法

① 金融機関の振込用紙（払込取扱票）をご使用の場合

- ・ゆうちょ銀行をご利用いただく場合に限り取扱手数料が不要ですが、その他の銀行等金融機関からお振込みいただく場合は、手数料が必要となります。この場合、寄附金額から振込手数料を差し引いてお振込をお願いいたします。
- ・その他、振込用紙に記載の注意事項をご参照下さい。
- ・振込用紙は、ご連絡いただければお送りいたしますので、担当係にお申し付け下さい。

② 大学の窓口で直接お払込みの場合

- ・平日の日中（8：30～17：15）鳥取大学工学部会計係までお越し下さい。
- ・土・日・祝日、大学創立記念日（6月1日）、年末年始（12月29日～1月3日）、及び夏季休業日（8月13～15日）は、お取扱いできませんので、ご注意願います。
- ・現金書留によるご寄附についても受付けております。

担当係（お問い合わせ先）

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

鳥取大学工学部会計係 TEL 0857-31-5185 FAX 0857-31-5187

E-mail アドレス en-kaikei@adm.tottori-u.ac.jp

●募金いただいた方への顕彰

この募金は鳥取大学工学部へのご寄附として取扱わせていただきます。ご寄附を賜りました方は、芳名録を作成し末永くとどめさせていただきますとともに、ご承諾をいただければホームページにご芳名、法人名等を掲載させていただきます。また、ご寄附金額が、個人5万円以上、法人50万円以上の場合は、ご芳名、法人名等を刻印した銘板を作成し、工学部大講義室前に顕彰させていただきます。

●税法上の取扱い（平成28年4月現在）

本学への寄附金については、次のような税制上の優遇措置が講じられます。ご寄附をいただきました後、本学から寄附金領収書をお送りします。この領収書は税制上の優遇措置を受けるための申告に必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。

【個人さまからの寄附】

1. 所得税の寄附金控除・・・寄附された年の課税所得から控除を受けることができます。

寄附金控除額＝寄附金額－2,000円

※ 寄附金額は、総所得金額等の40%を超える場合は、40%が限度となります。

2. 個人住民税（県民税及び市町村民税）の寄附金税額控除・・・お住まいの都道府県・市区町村が、条例で本学を寄附金税額控除の対象として指定している場合は、総所得金額等の30%を上限とする寄附金額について、寄附された年の翌年の個人住民税から控除を受けることができます。

都道府県から指定されている場合【寄附金額－2,000円】×4%

市区町村から指定されている場合【寄附金額－2,000円】×6%

※ 鳥取県においては、平成25年1月1日以降の本学に対する寄附金について、個人県民税の税額控除の対象として指定されました。今後、他の地方公共団体からも指定を受ける可能性がありますので、詳しくはお住まいの都道府県及び市区町村へお問い合わせ下さい。

【法人さまからの寄附】

本学への寄附金については、全額損金算入することができます。

なお、寄附控除を受けるに当たっては、「領収書」を添えて、寄附された翌年の確定申告時期に申請してください。